

# 地域が財源を自ら獲得して 創意工夫で観光経営を

観光再生戦略委員会(2023年度)

委員長／伊達 美和子・村瀬 龍馬・山野 智久

(インタビューは3月14日に実施)

観光産業は新型コロナウイルス感染症拡大により大きな影響を受けたが、2023年の訪日外国人旅行客消費額は過去最高の5兆円を突破し、国内外の需要は順調な回復傾向にある。観光産業の持続的発展について、伊達美和子、村瀬龍馬、山野智久各委員長が語った。

## 観光産業の課題解決には 公的な財源が不可欠

**伊達** 2023年の外国人旅行客消費額が過去最高となりましたが、新型コロナウイルス感染症が5類に移行してからわずか8カ月足らずでの成果です。観光需要は順調に回復しており、24年の外国人観光客消費額は6～7兆円に達するのではないかと推測されます。コロナ禍前の19年に観光関連の総付加価値額(観光GDP)は11.2兆円に達しており、GDP全体に占める割合はおよそ2%で、自動車産業と比較しても十分に大きな規模です。しかし、観光産業がコロナ禍前から抱えている課題もあり、持続的な投資が不可欠です。観光振興を支える公的投資の不足も大きな課題となっています。

**山野** 例えば、文化財の保護や持続可能な自然環境の保護、自然災害発生時の対応や交通インフラなどにかかるコストの財源をどう負担するのかは観光産業の大きな課題です。また、オーバーツーリズムについては観光庁も観光振興の結果として生じる課題として認識

しており、23年10月に「オーバーツーリズムの未然防止・抑制に向けた対策パッケージ」を定め、各種対策に取り組んでいます。これらの課題には公的な対策が不可欠なのです。

**村瀬** 観光産業は宿泊・地域交通・観光施設など幅広くインフラ整備が必要な産業です。観光地の競争力はエリア全体の魅力と他地域との差別化によって支えられています。民間事業者による投資だけでは成長に限界があり、官民一体での積極的な投資が必要です。

昨年度公表した提言『観光DXの核となる観光地域づくり法人(DMO\*)の進化』の中でも言及したように、観光産業の課題解決や地域単位での強化という意味では、人材不足と財源不足が最大のボトルネックとなっています。国主導で地方自治体やDMOが切磋琢磨できるような仕組み作りを訴えていく必要があります。それらをアップデートしていくことが大事だと思います。

## 「宿泊税」は住民が負担せず 公平性も担保できる

**村瀬** 公的投資の財源が乏しい中で、

各地の観光客は増加傾向にあります。各地方自治体が今まで以上に創意工夫を重ねて観光振興に取り組むためには、より一層、自治体が歳出の経費を自由に裁量できる仕組みを作らなければなりません。特に観光のための支出は住民が直接的なメリットを享受できないので、住民には一般財源から支出することに抵抗感もあるでしょう。

こうした背景の中、観光振興における使途を明確にした上で、住民の負担に基づかない、受益者負担による新たな財源を確保することが必要だと考えました。

**山野** それには宿泊税が適切です。地方自治体の独自財源である地方税の中で、主に観光客による負担を想定できるのは入域税、入湯税、宿泊税の三つが挙げられます。各々を比較した場合、入域税は観光客の入退域の管理や住民との区別が難しく、入湯税は「鉱泉浴場における入湯行為」を課税客体とするため、税収の見込める地域に限られます。

一方、宿泊税は地元住民がほとんど行わない「地域の宿泊施設に泊まる」という全国共通の行為が対象となるため、

### 伊達 美和子 委員長 森トラスト 取締役社長

1971年東京都生まれ。聖心女子大学文学部卒業、慶應義塾大学院政策・メディア研究科修了。総合コンサルティング会社を経て、98年森トラスト入社。取締役、常務、専務を経て、2016年取締役社長就任。2011年経済同友会入会。12年度より幹事、22年度より副代表幹事。19年度沖縄振興PT委員長、20年度より観光再生戦略委員会委員長。





**村瀬 龍馬 委員長**  
MIXI 取締役上級執行役員

1985年神奈川県生まれ。イー・マーカーキュリー（現MIXI）入社。2009年同社退社後、ゲーム会社などを経て、13年再度入社。18年執行役員CTO就任、19年より取締役。2020年経済同友会入会。20年度観光再生戦略委員会副委員長、23年度同委員長。



**山野 智久 委員長**  
アソビュー  
代表執行役員CEO 代表取締役

1983年千葉県生まれ。明治大学法学部卒業。リクルート入社後、HR事業・新規事業立ち上げに従事。2011年アソビュー創業。2021年経済同友会入会。21年度観光再生戦略委員会副委員長。23年度同委員長。

受益者負担の下に税を徴収し、宿泊事業者が徴収と納付を行うことで公平な制度設計につながります。

**伊達** 持続可能な観光産業・観光エリアを育てていくためには地方自治体の自立が必要不可欠です。自立するということは、課題を解決するなり戦略を立てるなりする上で、必ず財源が要るということです。

24年1月現在、日本国内で9地方自治体が宿泊税を導入しています。導入に伴う観光客の減少や混乱は少なく、また海外の主要都市でも既に導入されていることから、訪日外国人旅行者にも認知されています。そう考えると、多くの地方自治体でも実行が可能です。

ちなみに、21年度の宿泊税収は当時導入していた8自治体だけでも51億円にも上り、1,800弱ある全国の自治体で導入が進めば、今後一層の税収増に期待がかかります。

### 法定目的税化で導入を容易に「観光振興計画」の作成を義務付け

**山野** 24年1月時点で約30の地方自治体が宿泊税導入を検討していますが、

新型コロナウイルスの影響による中断、地域ごとの課題認識の差、ステークホルダーの理解が不十分、先行事例数の不足や制度設計の複雑さといった理由から協議が進んでいないのが現状です。そのような状況の中、法定目的税化により全国一律での基盤を整備して導入の促進を図ることが重要です。

目的税化することで用途がより明確になり、観光産業に資する投資の継続を実行できると考えています。

**伊達** 法定目的税化により制度設計が明確になり、全国で一斉に導入が可能となります。また、海外の主な観光地では定率制による宿泊税を採用していますが、日本の場合、現在宿泊税を導入している主な自治体は定額制を採用しています。これらが前例となって結果的に1回の宿泊に対し100～200円という低い税額設定がほとんどです。これでは物価高騰時に価格改定が難しくなってしまいますから、日本も同様に定率制にすべきと考えます。導入済みの地方自治体や海外の状況、導入に伴う負担の増加が著しく過重とはならないこと、安定的な財源の確保などを

考慮すると、宿泊料金の3～5%程度での定率制が適切ではないかと考えています。

**山野** あくまで概算ですが、23年の延べ宿泊数と平均客室単価に3%相当の宿泊税をかけると、約784億円の税収が見込めます。観光庁の年度予算が1,000億円相当なので、それに迫る規模の新たな財源を地方自治体の観光振興に活用できます。

**伊達** 宿泊税を法定目的税とした後、各自治体が条例を定める必要があります。その際、地域としてどのような観光振興を描くかを戦略的に明示する意味で「観光振興計画」の作成を義務付け、その中に宿泊税導入の目的と位置付けを盛り込み、さらに負担する観光客の理解と納付が得られるよう実績と効果を開示する方針を盛り込むべきです。また、観光産業に関連する事業者や地域住民など幅広いステークホルダーが参画する協議会などを設置し、理解・協力の促進を図る必要もあります。次期「観光立国推進基本計画」が改定される2026年を目途に必要な法改正が実施され、法定目的税としての宿泊税が制

度化されることを期待しています。

**村瀬** 観光振興計画を作成することによりビジョンを明確化し、観光産業を持続的に発展させるためには、物価変動や時代に応じた観光資源の定期的な見直しが重要となります。具体的に「用途の見える化」を行い、計画と効果検証の実施を条例で定め、PDCAサイクルを徹底することが必要です。

### 観光産業が抱える課題は多岐にわたる経営の知恵を活かしながら進めたい

**山野** 宿泊税の法定目的税化において旗振り役として期待されるのが観光庁です。地域主導で活用できる財源の確保策としてアピールし、共に潮流をつくっていききたいと思います。一方で、導入時に制度設計を行うのは総務省です。ムーブメントが高まってきたときには総務省との連携も密にしていきたいです。

**村瀬** 今回の提言は観光産業の地域財源確保を主眼としたものですが、資金調達・用途の明確化、データ分析、PDCAサイクルと、求められるものは経営の流れと同じものという実感を得ました。観光産業発展のため各地の経済同友会とも連携し、経営の知恵を共に活かしながら進めていきたいと思っています。

**伊達** コロナ禍で非常に厳しい状況に陥った観光産業でしたが、新たな局面を迎え、次なるステップへと進む転換点に立っています。観光産業の抱える課題は構造的な人材不足や収益性向上、公共施設などの適正なプライシング、専門スキルを備えた人材の育成、DMOの強化など多岐にわたります。委員会では、まず制定に向けた政府への働き掛けに注力しながら、同時に観光の地域経営に関して会員の皆さまから多くのご意見をいただき、考えていきたいと思っています。

提言概要(3月1日発表)

## 自立した地域の観光経営の実現に向けた宿泊税の拡大と活用

成長を続ける観光産業は、すでに日本経済において欠かすことのできない重要分野になっており、政府の成長戦略の中でも大きな期待が寄せられている。観光産業の発展には官民一体となった積極的な投資が必要不可欠だが、一方で現在の地方自治体の財政状況は大変厳しく、自由な裁量を発揮できる財源の余地は限られている。

本会では、観光産業の持続的発展について、

自立した地域の観光経営の実現に向けた各地域の課題に即した政策が必要になる転換点に立っていると考える。

今回の提言では「宿泊税」に着目するとともに、全国的な導入加速に向けて法定目的税化により全国共通の独自基盤構築を行うことで、安定的な観光財源の確保について言及している。

### 観光振興に向けた財源として、宿泊税を法定目的税に

- 受益者負担の原則の下で、観光振興を支える**特定財源を確保し、観光振興への投資を加速**すべきである。
- 国内の地方自治体でも既に導入されている**宿泊税を全国的に広く展開**すべく、**地方税法上の法定目的税として宿泊税を新たに導**

入すべきである。

- 次期「**観光立国推進基本計画(第5次)**」が改訂される**2026年**を目途に必要な**法改正を実施**し、次期基本計画の中で地域の自立を目標とする。

#### I 宿泊税の長所

地方自治体の自立した対応を可能とする新たな財源として、宿泊税は右記の四つの長所を有している。

- ①**普遍性の観点**
- ②**公平性の観点**
- ③**技術的な実行の観点**
- ④**税収への期待と実績の観点**

#### II 法的目的税化の意義

- 既に九つの地方自治体が宿泊税を導入、税収は51億円程度(2021年度)に達しており、相応の税収が期待できる。
- 報道などによると約30の地方自治体が宿泊税の導入を検討中であるが、新型コロナウイルス感染症拡大により一時中断してい

た地方自治体も多く、再検討が進んでいない地方自治体も多数ある。

- そのため法定目的税化によって全国共通の独自財源の基盤整備を行うことで、宿泊税の導入による安定的な観光財源を各地で確保することが可能となる。

#### II 法的目的税化の意義

1. **定率制の導入と3%以上の税率設定を**
  - ・現在、日本国内では主に定額制が採用されており、税額水準は1~3%程度である。他方、海外では主に定率制が採用され、税額水準は約10%となっている。
  - ・現在の定額制のままでは税額水準が低いと言わざるを得ず、法定目的税化にあたっては定率制を採用し、宿泊代金の3%以上の税率設定が適切である。
2. **課税の前提となる観光振興戦略の策定義務付けを**

るべきである。

- ①**観光振興戦略における宿泊税の位置付け、開示方針の明確化**
- ②**宿泊税を支えるステークホルダーの理解・協力の促進**
- ③**用途の見える化・透明性の担保**
- ④**定期的な見直し、効果検証の徹底を**

観光産業の振興・発展が確実になされるように、以下の4点を盛り込んだ持続可能な観光産業の実現に向けた戦略の策定義務付け

#### 3. 法定目的税化の時期(2026年を目途)

宿泊税の法定目的税化に向けた制度改正を2026年に行われる「観光立国推進基本計画」の第5次への改定と合わせて実施するよう求める。

詳しくはコチラ

